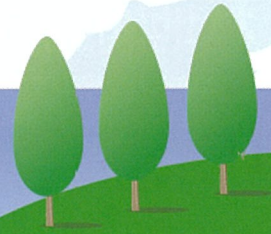


京都府

林地開発行為の手続に関する条例 のあらまし

開発者と地域住民との合意形成を進めるための手続です



京都府



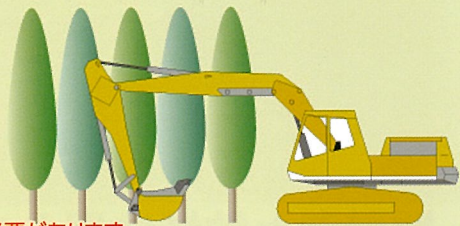
林地開発行為とは？

1ヘクタールを超える森林の開発には知事の許可が必要です※（森林法第10条の2）

森林には水源かん養、災害の防止、環境の保全といった公益的機能があり、私たちの生活に役立っています。

こうした森林の機能を損なうことなく適正な開発を行うため、1ヘクタール（10,000㎡）を超えて森林を開発する場合は、森林法に基づく知事の林地開発許可を受ける必要があります。※

※令和5年4月1日より、森林を開発して太陽光発電設備を設置する場合、その面積が0.5ヘクタールを超えるものについて、知事の許可を受ける必要があります。



林地開発行為の手続に関する条例の制定

開発者が地域住民と合意形成を進めるための手続きを定めました

森林の開発は地域の生活環境に与える影響が大きいため、開発者が地域住民に十分な説明を行い、両者が合意に至ることが必要です。

そのため、開発者が林地開発許可申請をする前に、事業計画に係る説明会の開催や、地域住民等からの意見書に対する見解（回答）書の作成等を義務付け、自治会等の地域団体と生活環境の保全に関する協定の締結に向けて、地域住民と合意形成を進めるための手続きを定めたものです。



生活環境の保全に関する協定の締結

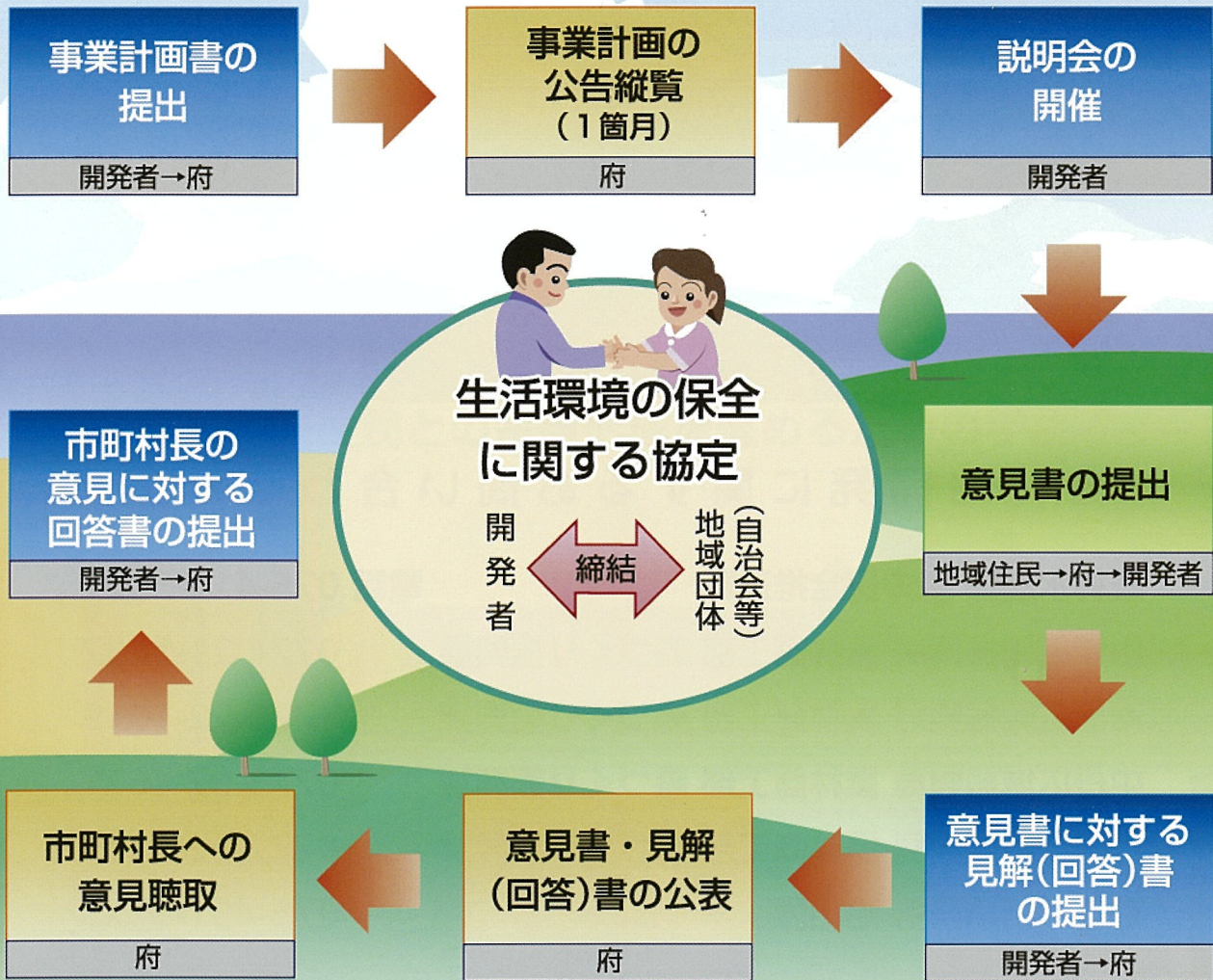
生活環境の保全に関する協定の締結に努めて下さい

森林の開発にともない、交通量の増加、騒音、粉じん、水質汚濁等が発生し、地域住民の生活環境に影響が生じるおそれがあります。

そのため、開発者は地域住民からの意見に対し、影響を減じるための措置を行う必要があります。また、開発中だけでなく開発後にも十分な措置が取られるよう、地域団体との間で「生活環境の保全に関する協定」の締結に努めて下さい。



手続きの流れ



開発者が手続きに違反したときは

知事

- 適正な処置をするよう、勧告及び命令をします。
- 命令に従わない場合は、過料を課します。
- 開発者の事業計画は廃止されたものとしてします。

協定締結に関して不当な対応をした場合は

知事

- 協定の締結を進めるための指導助言に従わず、不当な対応をしたときは勧告をします。
- 勧告に従わないときは、公表をします。



■ 林地開発に関するお問い合わせは ■

農林水産部 森の保全推進課	電話 075-414-5021
山城広域振興局 農林商工部 森づくり振興課	0774-21-3087
南丹広域振興局 農林商工部 森づくり振興課	0771-22-1019
中丹広域振興局 農林商工部 森づくり振興課	0773-62-4621
丹後広域振興局 農林商工部 森づくり振興課	0772-62-4317
京都林務事務所 治山課	075-451-5725



きょうと森の通信局ホームページ
<https://www.pref.kyoto.jp/forest/>

京都府林地開発行為の手續に関する条例のあらまし

令和5年5月発行

編集・発行 京都府農林水産部森の保全推進課

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町

☎ 075-414-5021

Email : morinohozen@pref.kyoto.lg.jp